

Pepper 一般販売モデル 月額プラン 利用規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第19条 (利用権の譲渡) 利用権譲渡承認日を含む月の前月までの本プランの利用料未請求分は、譲渡者へ請求させていただきます。 利用権譲渡承認日を含む月以降の本プランの利用料は、利用権譲渡承認日の翌請求月に譲受者へ請求させていただきます。 承継の場合は、承継日を含む月以降の請求を承継者へ請求させていただきます。 譲受者は、本サービスの申し込みにあたっては、本規約に同意の上、当社指定の方法により行うものとします。</p>	<p>第19条 (利用権の譲渡) 利用権譲渡承認日前日までの本プランの利用料未請求分は、譲渡者へ請求させていただきます。 利用権譲渡承認日以降の本プランの利用者は、お申し込み頂いた翌請求月に譲受者へ請求させていただきます。 承継の場合は、承継日以前の請求も承継者へ請求させていただきます。 申込者は、本サービスの申し込みにあたっては、本規約に同意の上、当社指定の方法により行うものとします。</p>	<p>(変更)</p>